

許可一覧

種類	許可自治体	業の区分	許可番号	許 可 品 目															
				汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物 (廃石綿等)	特定有害産業廃棄物 (金属等を含む廃棄物)
産業廃棄物	東京都	収集運搬 (優)	第 13-10-017260 号	◎ ※2	◎	●	●	◎ ※1, 2	◎	◎	◎	●	●	◎ ※2	◎ ※1, 2	◎ ※1			
		処分 (優)	第 13-20-017260 号		●			●	●	●	●		●	●	●	●			
	神奈川県	収集運搬 (優)	01403017260	● ※2	●	●	●	● ※1, 2	●	●	●	●	●	● ※2	● ※1, 2	● ※1			
	千葉県	収集運搬 (優)	第 01200017260 号	● ※2	●	●	●	● ※2	●	●	●	●	●	● ※2	● ※2	●			
	埼玉県	収集運搬 (優)	01101017260	● ※2	●	●	●	● ※1, 2					●	● ※2	● ※1, 2	● ※1			
	茨城県	収集運搬 (優)	00801017260	● ※2	●	●	●	● ※2		●				● ※2	● ※2	●			
	群馬県	収集運搬 (優)	0100017260	● ※2				● ※2						●	● ※2	● ※2			
特別管理産業廃棄物	東京都	収集運搬 (優)	第 13-50-017260 号		●	●	●										●	●	▲
	神奈川県	収集運搬 (優)	01453017260		●	●	●										●	●	▲
	千葉県	収集運搬 (優)	第 01250017260 号		●	●	●										●		▲
	埼玉県	収集運搬 (優)	01150017260		●	●	●										●	●	▲

◎：積替え保管を含む ▲：限定あり（許可証参照）

※1 石綿含有産業廃棄物を含む。 ※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(優)（優良産廃処理業者）は、国が定めた優れた能力及び実績を有する者の基準を満たし、都道府県政令市の審査に適合した許可となります。

web掲載用

産業廃棄物収集運搬業許可証

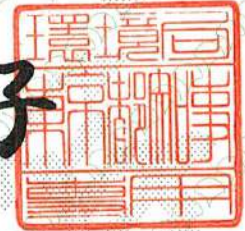


住所 東京都江東区木場五丁目6番35号
氏名 株式会社都市環境エンジニアリング
代表取締役 新川 研

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 6月29日

許可の有効年月日 令和10年 6月28日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上13種類）
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）（以上9種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

- (1) 東京都大田区京浜島二丁目15番11号
- (2) 東京都江東区新砂三丁目6番31号
- (3) 東京都江東区新木場四丁目5番23号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として2(1)は7時から23時まで、2(2)は6時から23時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。
ただし、2(1)及び2(3)の廃駐車場機器については、搬出を自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 6月 29日 新規許可
 令和 3年 6月 29日 更新許可 第5回
 令和 7年 3月 13日 変更届 積替え保管施設の追加（東京都江東区新木場四丁目5番23号）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

（裏面あり）



(裏面)

2 積替え保管施設

(1) 東京都大田区京浜島二丁目15番11号 積替え保管面積：1415.84㎡ 最大保管高さ：1.7m

産業廃棄物の種類	保 管 量	
汚泥、金属くず（廃充電式電池に限る。）	プラスチック容器 2個	0.096m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	一斗缶：120本	2.16m ³
汚泥、金属くず（廃水銀電池、廃空気亜鉛電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	一斗缶：1本	0.018m ³
廃油、廃プラスチック類、金属くず（廃スプレー缶に限る。）	ドラム缶：1本	0.10m ³
廃プラスチック類、金属くず（廃ライターに限る。）	一斗缶：4本	0.072m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃駐車場機器に限る。）	コンテナ：1台	8.07m ³
	網かご：6台	6.00m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	段ボール	40.32m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃水銀体温計、廃水銀式血圧計（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチック容器 2個	0.096m ³
金属くず	コンテナ：1台	8.07m ³
	保管量合計	65.0m ³

(2) 東京都江東区新砂三丁目6番31号 積替え保管面積：3,414㎡ 最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保 管 量	
廃油、廃プラスチック類、金属くず（廃スプレー缶に限る。）	コンテナ：1台	8.07m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	コンテナ：4台	32.2m ³
廃プラスチック類、金属くず（廃ライターに限る。）	プラスチック容器：16個	0.64m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	カーゴ台車：2台	2.70m ³
保管量合計		43.61m ³

(3) 東京都江東区新木場四丁目5番23号 積替え保管面積：1,513.19㎡ 最大保管高さ：1.7m

産業廃棄物の種類	保 管 量	
汚泥、金属くず（廃充電式電池に限る。）	一斗缶：4本	0.072m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	一斗缶：4本	0.072m ³
汚泥、金属くず（廃水銀電池、廃空気亜鉛電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	一斗缶：1本	0.018m ³
廃油、廃プラスチック類、金属くず（廃スプレー缶に限る。）	一斗缶：1本	0.018m ³
廃プラスチック類、金属くず（廃ライターに限る。）	一斗缶：1本	0.018m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃駐車場機器に限る。）※	直置き	33.0m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶：1本	0.02m ³
保管量合計		33.39m ³

※直置きで崩れる可能性のないものに限る。

(以下余白)

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江東区木場五丁目6番35号

氏名 株式会社都市環境エンジニアリング
代表取締役 新川 研



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

東京都知事 **小池百合子**



許可の年月日 令和 4年 2月 3日

許可の有効年月日 令和11年 2月 2日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分（中間処理）
- (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
 - 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず、がれき類 (以上7種類)
 - 切断 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず (以上7種類)
 - 溶融 : 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） (以上1種類)
 - 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず (以上4種類)
 - 再生（燃料化） : 廃油 (以上1種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおりに）

- (1) 東京都大田区京浜島二丁目15番11号
- (2) 東京都江東区新砂三丁目6番31号(地番：東京都江東区新砂三丁目2450番地83の1)
- (3) 東京都江東区新砂三丁目6番31号(地番：東京都江東区新砂三丁目2450番地45の2)
- (4) 東京都江東区新木場四丁目5番23号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として2(1)の施設は7時から23時まで、2(2)及び(3)の施設は6時から18時までとすること。なお、2(1)の施設における各設備の稼働時間については裏面のとおりに。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 7年 2月 3日	新規許可	
令和 3年 2月 3日	更新許可	第5回
令和 6年 3月 28日	変更届	2(1)破砕機、圧縮・梱包機の設置
令和 7年 3月 13日	変更届	中間処理施設の追加（東京都江東区新木場四丁目5番23号）
令和 7年 5月 9日	変更許可	破砕（紙くずほか5種類）の追加 切断（廃プラスチック類ほか6種類）の追加 圧縮・梱包（紙くずほか2種類）の追加
令和 7年 12月 19日	変更届	2(1)施設における圧縮機2台・圧縮梱包機1台の追加、保管場所の移動および保管容量の容量、既設圧縮梱包機及び既設破砕機の移動
令和 8年 3月 31日	変更届	2(1)施設における破砕機1台の減少、保管場所の新設、保管場所の形態変更

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目15番11号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破碎	廃プラスチック類 ^{※2}	0.16(t/日)	-----	令和6年3月7日	-----	-----
溶融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.16(t/日)	-----	平成15年1月14日	-----	-----
圧縮	金属くず(スチール缶に限る。) ^{※1}	19.2(t/日)	-----	令和7年12月16日	-----	-----
圧縮	金属くず(アルミ缶に限る。) ^{※1}	9.95(t/日)	-----	令和7年12月16日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類 ^{※1※2}	34.7(t/日)	-----	令和7年12月16日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類 ^{※1※2}	49.0(t/日)	-----	平成24年7月3日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類 ^{※1※2}	7.75(t/日)	-----	令和6年3月7日	-----	-----
	金属くず ^{※1}	4.75(t/日)	-----			

※1 16時間運転(他の設備は8時間運転)

※2 廃プラスチック類は廃蛍光灯及び廃駐車場機器を除く

(2) 施設所在地：東京都江東区新砂三丁目6番31号(地番：江東区新砂三丁目2450番地83の1)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
溶融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	1.0(t/日)	-----	平成26年12月26日	-----	-----

(3) 施設所在地：東京都江東区新砂三丁目6番31号(地番：江東区新砂三丁目2450番地45の2)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
再生 (燃料化)	廃油	0.10(m ³ /日)	-----	平成20年3月30日	-----	-----
		0.40(m ³ /日)	-----	平成21年5月18日	-----	-----
		0.40(m ³ /日)	-----	平成21年5月18日	-----	-----

(4) 施設所在地：東京都江東区新木場四丁目5番23号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破碎	廃プラスチック類	34.8(t/日)	221(t/日)	平成20年11月16日	産施第317号	平成19年11月16日
	紙くず	48.7(t/日)				
	繊維くず	50.6(t/日)				
	ゴムくず	16.3(t/日)				
	金属くず	54.9(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	261(t/日)				
切断	がれき類	570(t/日)	432(t/日)	平成27年11月16日	産施第317号	平成19年11月16日
	ゴムくず	224(t/日)				
	紙くず	129(t/日)				
	木くず	237(t/日)				
	繊維くず	51.8(t/日)				
	廃プラスチック類	151(t/日)				
	金属くず	488(t/日)				
圧縮・梱包	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----	-----	平成20年11月16日	-----	-----
	廃プラスチック類	69.6(t/日)				
	紙くず	69.6(t/日)				
圧縮・梱包	繊維くず	126(t/日)	-----	-----	-----	-----
	-----	-----				

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区木場五丁目6番35号

氏名 株式会社都市環境エンジニアリング

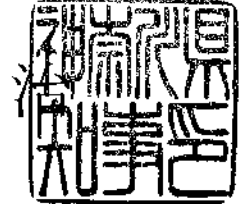
代表取締役 新川 研

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐



許可の年月日 令和6年8月20日

(初回許可年月日 平成12年8月1日)

許可の有効年月日 令和13年7月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

汚泥（※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和6年8月20日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江東区木場五丁目6番35号

氏 名 株式会社 都市環境エンジニアリング
代表取締役 新川 研

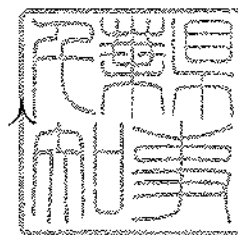
優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊

許可の年月日 令和3年8月3日

許可の有効年月日 令和10年7月1日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、イ 廃油、ウ 廃酸、エ 廃アルカリ、オ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ 動植物性残さ、コ ゴムくず、サ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、シ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ス がれき類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成4年7月2日 新規許可
令和3年8月3日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 東京都江東区木場五丁目6番35号

氏 名 株式会社 都市環境エンジニアリング
代表取締役 新川 研

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 6月 8日

許可の有効年月日 令和10年 4月26日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(#1)

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類(*) (#1)

ゴムくず

金属くず(#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)

がれき類(*)

以上9種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 6年 4月27日	指令中環第6-254号	新規許可
平成24年 7月19日	指令産廃第17-5号	優良確認
平成29年 7月31日	—	変更届（代表者）
平成30年 1月29日	—	変更届（水銀使用製品産業廃棄物の明示）
令和 3年 6月 8日	指令産廃第9-52号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

許可番号 00801017260

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区木場五丁目6番35号
 氏名 株式会社 都市環境エンジニアリング
 代表取締役 新川 研
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
 第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する



茨城県知事 大井川 和

許可の年月日 令和6年12月13日
 許可の有効年月日 令和13年12月12日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：汚泥(*3)(*6)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*3)(*6)、木くず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*3)(*6)、がれき類(*3)
 以上9種類

(※) 記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし。

3. 許可の条件
 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成17年12月13日	新規許可	平成29年7月31日	変更届（代表者の変更）
平成20年11月11日	変更届（住所の変更）	平成30年4月19日	更新許可（優良認定）
平成22年12月13日	更新許可	令和6年12月13日	更新許可（優良認定）
平成27年7月7日	優良確認		以下余白
平成28年7月8日	変更届（役員の変更）		

5. 積替え許可の有無 有 無
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江東区木場五丁目6番35号

氏 名 株式会社都市環境エンジニアリング

代表取締役 新川研

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和3年6月4日

許可の有効期限 令和10年6月3日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃プラスチック類、③ゴムくず、④金属くず、⑤ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上5種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新 変更の状況

平成 9年 6月 4日 新規許可

平成14年 6月 4日 更新許可

平成19年 6月 4日 更新許可

様式第七号の二（第十条の二関係）

平成19年	7月17日	変更許可
平成26年	6月4日	更新許可
令和3年	6月4日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江東区木場五丁目6番35号
 氏 名 株式会社都市環境エンジニアリング
 代表取締役 新川 研



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年11月13日

許可の有効年月日 平成37年11月12日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を除く)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸 (pH 2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ (pH 12.5以上のもの)
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
 - ア. 廃石綿等
 - イ. 金属等を含む廃棄物 (裏面別表のとおり)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 18年 11月 13日 新規許可
 平成 30年 11月 13日 更新許可 第 2 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



(裏面)

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・三ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銻さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

Web掲載用



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和7年 11月 5日

東京都知事 殿



申請者 〒 135-0042
 住 所 東京都江東区木場五丁目6番35号
 氏 名 株式会社都市環境エンジニアリング
 代表取締役 新川 研
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 03-5639-0740
 担当者名 事務統括部 榎原 峻
 電話番号 03-5639-0740
 F A X 番号 03-5639-0741

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	(区分) 積替え保管を <input checked="" type="checkbox"/> 含む ・ <input type="checkbox"/> 除く。 (廃棄物の種類) 該当の品目に○をする。 ① 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) ② 廃酸(pH2.0以下のものに限る。) ③ 廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。) ④ 感染性産業廃棄物 5 廃PCB等 6 PCB汚染物 7 PCB処理物 8 廃水銀等 ⑨ 廃石綿等 ⑩ 燃え殻(有害物質) ⑪ 汚泥(有害物質) 12 廃油(有害物質) ⑬ 廃酸(有害物質) ⑭ 廃アルカリ(有害物質) 15 銻さい(有害物質) ⑯ ばいじん(有害物質) 17 指定下水汚泥(有害物質) 限定 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し 限定及び含まれる有害物質は、事業計画の概要のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒135-0042 東京都江東区木場五丁目6番35号 電話番号 03-5639-0740 〒136-0075 東京都江東区新砂三丁目6番31号 電話番号 03-5683-7185 事業場 〒143-0003 東京都大田区京浜島二丁目15番11号 電話番号 03-5755-8876
事業の用に供する施設の種類及び数量	運搬車両 23台 他の施設(容器等) <input checked="" type="checkbox"/> 有り 無し
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替え又は保管は行わない。
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区木場五丁目6番35号

氏名 株式会社都市環境エンジニアリング

代表取締役 新川 研

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日

令和5年10月30日

(初回許可年月日 平成23年8月12日)

許可の有効年月日

令和12年8月11日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物
特定有害産業廃棄物
廃石綿等
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年10月30日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

web掲載用

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉍 さい い	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	-	○	/	/	○	○	○
カドミウム又はその化合物	-	○	○	/	○	○	○
鉛又はその化合物	-	○	○	/	○	○	○
有機燐化合物	/	/	/	/	○	○	○
六価クロム化合物	-	○	○	/	○	○	○
砒素又はその化合物	-	○	○	/	○	○	○
シアン化合物	/	/	/	/	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/	-	-	-
トリクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-
テトラクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-
ジクロロメタン	/	/	/	/	-	-	-
四塩化炭素	/	/	/	/	-	-	-
1・2-ジクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-
1・1-ジクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-
シス-1・2-ジクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-
1・1・1-トリクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-
1・1・2-トリクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-
1・3-ジクロロプロペン	/	/	/	/	-	-	-
チウラム	/	/	/	/	-	-	-
シマジン	/	/	/	/	-	-	-
チオベンカルブ	/	/	/	/	-	-	-
ベンゼン	/	/	/	/	-	-	-
セレン又はその化合物	-	○	○	/	○	○	○
1・4-ジオキサン	/	-	/	/	-	-	-
ダイオキシン類	/	○	○	/	○	○	○

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区木場五丁目6番35号

氏名 株式会社 都市環境エンジニアリング
代表取締役 新川 研

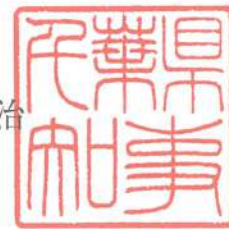
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 令和元年9月3日

許可の有効年月日 令和8年7月4日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、エ 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、オ 特定有害産業廃棄物 ばいじん（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成19年7月5日 新規許可
令和元年9月3日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

web掲載用

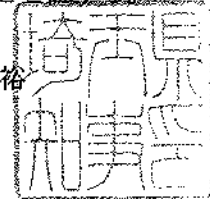
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江東区木場五丁目6番35号
 氏 名 株式会社都市環境エンジニアリング
 代表取締役 新川 研



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年 8月 1日

許可の有効年月日 令和11年 6月19日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
 - 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
 - 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
 - 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
 - 感染性産業廃棄物
 - 廃石綿等
 - ばいじん（※）
 - 燃え殻（※）
 - 汚泥（※）
 - 廃酸（※）
 - 廃アルカリ（※）
 - 以上10種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし

3. 許可の条件
 特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成29年 6月20日	指令産廃第10-2号	新規許可
平成29年 7月31日	—	変更届（代表者）
令和 4年 8月 1日	指令産廃第12-32号	更新許可（優良認定）
令和 4年 8月 1日	指令産廃第11-3号	変更許可（8種類の追加）
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無
 ※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	○	○	-	○	○	○
鉛又はその化合物		-	-	○	○	-	○	○	○
有機リン化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物		-	-	○	○	-	○	○	○
砒素又はその化合物		-	-	○	○	-	○	○	○
シアン化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル		-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン		-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素		-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム		-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	○	○	-	○	○	○
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類		-	-	○	○	-	○	○	○

(以下余白)